

平成29年10月善通寺市農業委員会次第

日時：平成29年10月19日

場所：善通寺市農業振興センター会議室

1. 開 会

2. 会 長 あ い さ つ

3. 議 事 録 署 名 人 指 名

4. 議 案

議案第1号 農地法第18条第6項貸借解約通知確認の報告について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について

5. そ の 他

次回開催 11月21日（火）13時30分～

現地調査 同 日 9時～

農業相談 同 日 10時～

6. 閉 会

平成29年10月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 平成29年10月19日（木）13時30分
2. 場 所 善通寺市農業振興センター2階会議室
3. 出席委員 1 宮崎勇委員, 2 川田治弘委員, 3 原巧委員, 4 三原正子委員,
5 松本健委員, 6 立石泰夫会長, 7 藪内實委員, 8 南光紀夫委員,
9 堀家重孝委員, 10 近藤剛司委員, 11 大前純一委員, 12 瀨川治会長職務代理者, 13 穂山信雄委員, 14 森江正男委員
4. 遅刻委員 12 瀨川治会長職務代理者（13時32分入室）
4 三原正子委員（13時45分入室）
8 南光紀夫委員（13時46分入室）
5. 欠席委員 なし
6. 傍聴人 なし
7. 事務局 局長 平田 和明, 係長 小林 正季
8. 議案等 議案第1号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第5号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について
議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について
9. 議 事
局 長 皆様こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより平成29年10月の農業委員会総会、定例会を始めさせていただきます。瀨川会長職務代理者、三原委員さん、南光委員さんにつきましては、少し遅れるとの連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。それでは、始めに立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしく申し上げます。
会 長
それでは改めましてこんにちは。あいにくの天気が続いておりますが、中

には、稲作がまだ残っている方もおいでになると思います。また野菜などにつきましては、天候の影響で作付けがまだできないことで、苗ばかりが大きくなり、焦っている方もいるかと思います。また来週は台風の影響があるのではないかという予報もでておりますことから、ますます農作に関してはやりにくい状況が続きますが、なんとか頑張ってくださいまして普通寺市の農業のために頑張ってくださいたいと思います。それでは、今月の定例会を始めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

局 長

ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

はい。それでは座って議事を進めさせていただきます。まず、本日の議事録署名人には、議席第8番の南光委員さんと、第9番の堀家委員さんの両名、よろしくお願い申し上げます。それでは、早速ですが、議案の審議に入りたいと思います。議案第1号の農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知確認の報告についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

はい。それでは、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知確認の報告について、議案書の1ページで、○件の案件でございます。

まず、番号○ですが、貸人、○○○様、借人、○○○○○様、賃借権の合意による解約の案件でございます。本件は後にお諮りいただく議案第○号の番号○と関連しております。貸人である○○氏は、本申請地について、平成○○年○○月から○年間の期間で借人である○○○氏と賃借権を設定し、農地の維持管理をしておりましたが、その一部について、やむを得ず転用しなければならない事情が生じたため、賃借権を設定した○○町字○○○○○○番、登記及び現況地目が田である○○○㎡の賃借権について今般、合意による解約を行うものであります。なお、離作補償はありません。本件は、提出書類に不備もなく、何も問題はないと考えております。

次に番号〇ですが、貸人、〇〇〇〇〇様、借人、〇〇〇〇様、残存小作権の合意による解約の案件でございます。本件は後にお諮りいただく議案第〇号の番号〇と関連しております。貸人である〇〇〇氏は〇〇県に居住しており、本市内に所有する農地は今回解約をする〇筆の農地のみであります。また、借り人である〇〇氏は、借入地を含めると本市内で〇反程度の農地を経営しております。本件は双方の合意により、〇〇町字〇〇〇〇〇〇番、登記及び現況地目が田である〇〇〇〇㎡、及び同所〇〇〇〇番、登記及び現況地目が田である〇〇〇㎡について残存小作権の解約を行うものであります。なお、解約の際の条件として、今回解約した土地の一筆である〇〇町〇〇〇〇〇〇番の田を無償にて借人である〇〇氏が譲り受けることとなっております。また、もう一方の〇〇町字〇〇〇〇〇〇番の田については、新たな借り手を探すとのことであります。本件は、提出書類に不備もなく、何も問題はないと考えております。

今月は以上申し上げました〇件の通知がありました。解約した筆数等ですが田が〇筆、面積にして〇〇〇〇㎡となっております。以上、農地法第18条第6項に基づく解約通知報告とさせていただきます。

会 長

はい、ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知確認の報告について、皆様方のほうから何かご意見、ご質問ございましたら、承りたいと思います。いかがでございましょうか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、第1号議案に関しましては、通知のとおり受理することといたします。続きまして議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

はい。それでは、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページで、〇件の案件でございます

はい。それでは、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページで、○件の案件でございます。

番号○に入ります前に、議案第2号の番号○につきましては、農業委員関係の案件となっておりますので、議事進行の都合上、先に番号○をご審議いただきたいと存じます。農業委員会等に関する法律、第31条第1項で、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。同条第2項で、前項の規定は、部会に準用する。」と規定していることから、○○○○○○○○○○には、一旦退席していただくこととなります。それでは○○○○○○○○○○の退席をお願いいたします。

(○○○○○○○○○○ 退席 13時37分)

局 長

それでは、番号○ですが、貸人、○○○○○様、借人、○○○○○様、使用貸借権の設定の案件でございます。本件は先月の議案第○号番号○でお諮りいただいた案件に関連しておりまして、先月の5条申請で、同申請人が転用申請をした土地に隣接している本申請地の一部において、地下に隣地の雨水の排水管を設置することについて使用貸借権の設定を行うものであります。本申請は、○○町字○○○○○番○、田、○○○㎡のうち排水管を埋設する部分の面積○○○○㎡について、使用貸借権の設定を行うものであります。設置する排水管ですが、口径150ミリの塩ビ管を農地の地下に埋設して、本申請地東側の水路に放流することとしています。本申請地は農業振興地域内の第○種農地であり、排水管の設置後も従来通り耕作を続けていくとのことから、特に問題はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による許可申請、番号○の案件につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請、番号〇については、原案のとおり決定をいたします。それでは、瀬川会長職務代理者の入室を認めます。

(〇〇〇〇〇〇〇〇〇入室 13時40分)

局 長

それでは、番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である〇〇氏は、現在〇〇〇に住んでおり、本申請地は平成〇〇年〇月に相続により取得しております。譲渡人が本市に所有する農地は、本申請地のみであり、現在は休耕地の状態となっております。一方、譲受人である〇〇氏は、本市内に約〇〇〇〇㎡の農地を所有しております。譲渡人である〇〇氏は本申請地で農業を営むことは現実的に困難であったことから、不動産屋に農地の処分を前々からお願いしていたとのことであり、このたび農業の経営規模を拡大していきたいという〇〇氏との間で話がまとまったことから本申請に及んだものであります。本申請は〇〇〇町字〇〇〇〇〇番1，田，〇〇〇㎡，同所〇〇〇〇番〇，田，〇〇〇㎡の合計〇〇〇〇㎡について所有権移転売買を行うものであります。譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており、経営農地面積は〇〇〇〇㎡と下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は、用途区域が第一種住居地域である第〇種農地であり、本申請地取得後は野菜を作付けする予定であるとのことです。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である〇〇〇〇〇氏と譲受人である〇〇〇〇氏は親戚の関係であります。譲渡人が所有する農地は本申請地だけでありまして、これは亡き夫である〇〇〇〇〇氏から相続により平成〇〇年に取得したものであります。一方、譲受人である〇〇〇〇氏は〇〇町にて家族〇人で暮らしており、年間〇〇〇日以上農業に従事し、

○反を超える農地を耕作しております。譲渡人の○○○○○氏は現在一人暮らしで、農地の維持管理に苦慮しておりましたが、経営規模の拡大を望んでいた譲受人と話がまとまり、本申請に及んだものであります。

本申請は○○町字○○○○○番，田，○○○㎡について所有権移転売買を行うものであります。本申請地は譲受人が西側に現在耕作している田と接しており，譲受人は本申請地を取得することでより効率的な農地の利用が可能となります。譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており，経営農地面積は○○○○㎡と下限面積要件を満たしており，農地法第3条第2項の各号に該当しないため，特に問題は無いと考えます。なお，本申請地は，農業振興地域内の第○種農地であり，本申請地取得後は米や野菜を作付けする予定であるとのことです。

次に番号○ですが，譲渡人，○○○様，譲受人，○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○様，所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である○○氏は，○○町に住んでおり，本申請地を平成○○年○月に相続により取得しておりまして，平成○○年の取得時より当該農地を譲受人に貸し付けております。譲受人である○○○○○○○○○○○○○○○○○○は，本市の○○町にて農産物の生産加工販売を営んでいる有限会社であります。このたび，譲渡人である○○氏が生活資金を工面するため，本申請地を売却したい旨の相談を譲受人にしたところ，話がまとまり本申請に及んだものであります。本申請は○○町字○○○○○番○，畑，○○○○㎡について所有権移転売買を行うものであります。譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており，経営農地面積は○○○○㎡と下限面積要件を満たしており，農地法第3条第2項の各号に該当しないため，特に問題は無いと考えます。なお，本申請地は，農業振興地域内の第○種農地であり，継続してキウイフルーツを作付けするとのことでもあります。

次に番号○ですが，譲渡人，○○○○○様，譲受人，○○○○様，小作権の解約を交換条件とした所有権移転の案件でございます。本件は先ほどお諮りいただいた議案第○号の番号○と関連しておりまして，先ほどの○筆の農地に設定されていた残存小作権の解約を条件として，本申請地を無償にて譲受人である○○氏に譲渡するものであります。本申請は，○○町字

〇〇〇〇〇〇番，田，〇〇〇㎡について，所有権移転をするものであります。本申請地には進入路がないため，本申請地を耕作するには，譲受人である〇〇氏が所有する〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇の田を通行しなければならないため，本申請地を取得できる人は限られていることや，本申請地はこれまで譲受人が耕作していたことなどからも，譲受人が本申請地を取得することについて，特に問題はないと考えます。また，譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており，経営農地面積は〇〇〇〇㎡と下限面積要件を満たしており，農地法第3条第2項の各号に該当しないため，特に問題は無いと考えます。なお，本申請地は，農業振興地域内の第〇種農地であり，本申請地取得後は米を作付けするとのことです。

以上〇件でございます。先ほどご審議いただいた番号〇のものも含めますと，登記地目は，田〇筆，畑が〇筆の合計〇筆，〇〇〇〇㎡の案件であります。よろしくご審議賜りますよう，お願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは，ただ今，事務局より説明がありました，農地法第3条第1項の規定による許可申請，番号〇，〇，〇，〇の案件につきまして，皆様方のほうから，何かご意見，ご質問はございませんか。

(全委員意見，質問なし)

会 長

ご質問がないようですので，賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして，議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請，番号〇〇〇及び〇〇〇の案件につきましては，原案のとおり決定をいたします。続きまして，議案第3号，農地法第4条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは議案第3号，農地法第4条第1項の許可申請について，議案書の3ページの案件で○件の案件でございます。

それでは，番号○ですが，申請者，○○○○様，無断転用の宅地拡張の案件でございます。本件は，申請人の家族が所有する自動車の台数増加に伴い，申請人が所有し居住する建物に隣接している本申請地について，家族の駐車スペースを確保するためやむを得ず，平成○○年○月に無断で造成していたものを是正するものであります。本申請は，○○町字○○○○○番○，登記地目が田で現況地目が宅地である○○㎡について，宅地拡張を目的として申請するものであり，申請人は農地法を熟知していなかったことから，当時の農地転用申請を怠り，平成○○年に無断で造成しておりますが，始末書にて反省の念を示していることから，許可もやむを得ないと考えております。なお，本申請地は本年○月○日に農業振興地域整備計画変更に係る本協議回答のあった第○種農地であります。

次に番号○ですが，申請者，○○○様，住宅建築の案件でございます。本件の申請人である○○○氏は現在妻と息子の○人で○○町にて居住しておりますが，息子さんの結婚に伴い，現在申請人が居住している住宅を息子夫婦が新居として使用することや，将来的に孫の育児や申請人夫婦の介護が必要になったときのことも想定し，なるべく息子夫婦と近いところに居住する方が便利であることから本申請地を選定し，申請人と妻が居住する住宅について，新たに建築することを目的として本申請に及んだものであります。本申請は，○○町字○○○○○○番○，登記地目及び現況地目が田である○○○㎡について，住宅1棟○階建○○○○㎡及びカーポート1棟○○○○㎡を建築することを目的として転用申請するものであります。本転用にあたり隣接農地関係者との調整を了しており，提出書類に不備もないことから，特に問題は無いと考えます。本申請地は本年○月○日に農業振興地域からの除外の本協議を終えている第○種農地であります。なお，本申請地の分筆前地番である○○○○番○で残っている農地については，これまでと同様に耕作して，野菜の収穫を行うとのことであり，

以上○件，登記地目は，田が○筆の○○○㎡の案件であり，県知事へは，

許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。番号〇番〇番ともに〇〇町ですので〇〇町にお住まいの委員さんより意見をお聞きします。よろしくお願ひします。

森江委員

はい。〇番の〇〇さんにつきましては、駐車場を無断転用してしまい、遅れての申請となりましたが、よろしくご審議お願いします。

穂山委員

〇番の〇〇さんの件ですが先日関係者に集ってもらい、話をしましたが、特に問題はないとのことでもあります。よろしくご審議をお願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということですよ。

会 長

それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますでしょうか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号、農地法第4条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。それでは、議案第4号、農地法第5条第1項の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは、番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件は、同議案の番号〇と関連しております。本件の譲渡人である〇〇氏は、〇〇町にて息子と〇人で暮らししており、所有農地のすべてを貸し付けて維持管理をしております。譲受人である〇〇〇〇氏は現在〇〇町にアパートを借りて生活しておりますが、子どもの成長に伴い現在の借家が手狭になったことから、将来、両親の生活支援をしなければならなくなった際のこととも考慮し、なるべく両親宅に近い方が便利であることから、本申請地に住宅を建築することを目的として転用申請に及んだものであります。本申請は、〇〇町字〇〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目が宅地である〇〇㎡であり、併せ利用地〇〇〇〇〇〇㎡を利用し、住宅1棟〇階建て〇〇〇〇〇㎡及びカーポート1棟〇〇〇〇㎡を建築することを目的として申請するものであります。本申請地の近隣には「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」や小学校・幼稚園がある住環境のよい地域であります。なお、当該申請地が無断で転用されております経緯ですが、譲渡人である〇〇氏の亡き父が昭和〇〇年頃に倉庫を建築しましたが、農地法を熟知していなかったため、行わなければならない転用申請を失念し、父の死亡により譲渡人が相続して、所有地を調査した結果、本申請地が無断転用となっていることがわかったとのことでありまして、約〇〇年以上前に無断で転用をしておりますが、始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。なお、本申請地は農業振興地域外の第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件は、ただ今ご説明申し上げた同議案の番号〇と関連しておりまして、番号〇の申請の準備段階において所有農地の調査を行ったところ、本申請地が無断転用であることがわかったため、それを是正するため本申請に及んだものであります。本申請は、〇〇町字〇〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目が宅地である〇〇〇〇㎡であり、現在自宅のある敷地〇〇〇〇〇〇㎡と併せて利用し、譲受人の排水管設置を目的として申請するものであります。なお、本申請地が無断で転用されております経緯ですが、譲渡人の父が昭和〇〇年頃に今回の譲受人である

〇〇〇〇氏のための排水管を設置することに同意し、現在まで譲受人が利用してきたとのことであり、これは譲渡人の父が農地法を熟知していなかったため、行わなければならない転用申請を失念し、譲渡人の父の死亡により譲渡人が相続した後所有地を調査した結果、本申請地が無断転用となっていることがわかったとのことでありまして、約〇〇年前に無断で転用をしておりますが、始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。なお、本申請地は農業振興地域外の第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である〇〇氏は、〇〇〇に居住しておりまして、本申請地は平成〇〇年〇月に相続により取得したのですが、〇〇〇に住む譲渡人が本申請地で農業を営むことは現実的に困難でありますことから、本申請地は現在休耕地の状態にあります。譲受人である〇〇〇〇〇〇〇〇〇は〇〇〇町に事務所を置く電気設備等の工事を主な目的とする工事業者であり、近年は事業が好調なため、社員の増員計画があるとのことであります。また、協力会社も最近増えてきて、今の事務所だけでは対応が難しくなってきたことから、新たに事務所や倉庫等を建築するなどの事業用地の拡張を目的として本申請に及んだものであります。本申請は、〇〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田である〇〇〇〇㎡であり、面積が1000㎡を超えているため、都市計画法第29条の開発行為の許可が必要な案件であります。開発許可については、これから進めていくとのことであります。本申請地は譲受人の会社に隣接しており、譲受人にとって事業を行うには非常に便利であることや、本転用にあたり隣接農地関係者との調整を了しておりますことから、特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は用途区域が第一種住居地域となっている第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件は、先ほどお諮りいただいた議案第〇号の番号〇と関連しておりまして、本転用のためこれまで設定されていた賃借権を解約したうえで転用申請を行うものあります。本件の譲受人である〇

○氏は、○○○○医院の理事長でありまして、○○○○医院は現在医者が○名、看護婦等が○○名で運営しておりまして、一日の平均患者数は○○人程度であるとのこととあります。○○○○医院は、現在駐車場が不足しており、時間帯によっては来院される方にご不便をおかけすることもあるとのことと、本申請地を転用することで新たに駐車台数○○台の増を見込めることから、今の困窮した状況を改善すべく、本申請に及んだものであります。本申請は、○○町字○○○○○○番○、登記地目及び現況地目が田である○○○㎡を駐車場として敷地拡張することを目的として申請するものであります。本転用にあたり隣接農地関係者との調整を了しており、提出書類に不備もないことから、特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は本年○月○日に農業振興地域からの除外の本協議を終えている第○種農地であります。

次に番号○ですが、貸人、○○○○○様、借人、○○○○○様、○○○○○様、使用貸借権の設定の案件でございます。本件の貸人である○○氏と借人である○○○○○氏は実の親子の関係であります。借人である○○○○○氏は○市にて現在妻と子ども○人の○人で借家にて生活しておりますが、子どもの成長に伴い今の借家が手狭になってきたため、今般、貸人の自宅に近い本申請地に使用貸借権を設定して分家住宅を建築することを計画し、本申請に及んだものであります。本申請は○○町字○○○○○○番1、登記地目及び現況地目が田である○○○㎡に分家住宅○階建1棟、建築面積○○○○○㎡を建築することを目的として申請するものであり、本転用にあたり隣接農地関係者との調整を了しており、提出書類に不備もないことから、特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は農業振興地域外の第○種農地であります。

以上○件、登記地目は、田が○筆の○○○○○○○㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

はい。ただ今、事務局より説明のありました案件について、それでは、順次、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号〇番，〇番，及び〇番については，〇〇地区ですので，〇〇地区にお住まいの委員さんにご意見をお聞きしたいと思っておりますので，よろしく願いします。

瀬川委員

〇番と〇番の案件につきまして，申し上げます。先日〇〇地区の農業委員さん，推進委員さんと一緒に現地確認等をしたところ，何ら問題無いとのことであります。よろしく願いします。

大前委員

〇番ですが，去る〇月に土地改良の関係者等と現地確認をしまして，関係者からは何ら問題無いとのこと確認をしております。また先日の〇〇日に農業委員さんとも現地確認を行いまして，何ら問題は無いとのこと確認をしております。よろしく願いします。

会 長

ありがとうございました。次に〇と〇番ですが〇〇地区でありますので，〇〇地区にお住まいの委員さん，よろしく願いします。

南光委員

はい。先日，現地確認について関係者を交えて行いました。特段問題は無いと思っております。よろしく願いします。

会 長

ありがとうございました。次に〇番をお願いします。

藪内委員

はい。先日，現地確認を行いました。申請地の南側は高速道路，北側が市道に挟まれた土地ですが，西側も宅地であり，特段問題は無いと思っております。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま，地元の農業委員さんは，特段問題ないとのことでございます。

会 長

それでは，皆様方のほうから何かご意見，ご質問などはございますでしょうか。

堀家委員

○番と○番の無断転用ですが、○○年以上前に無断転用していたとのことですが、無断転用がなされていることを調査するものはないのでしょうか。

局 長

本人も無断転用であることがわからなかったとのことであり、見た目は転用されている外観を呈しておりますので、それを調べるには1筆ずつ調査するしか方法はありませんし、現状としては、何かアクションを起こすときに無断転用がわかり、それを是正してもらっているのが現状であります。

堀家委員

何か罰則のようなものはないのですか。

局 長

無断転用があったとしても、罰金とかはとっておりません。近隣の農業委員会も同じような扱いであると思います。

堀家委員

無断転用があった場合に、始末書を書いて済むならば、その現状には何か疑問を感じます。

局 長

無断転用があった場合、課税額は上がります。ただ、誰にも迷惑をかけたない場合は、税が上がるだけでそれは近隣の人とかにはわからないので、それが無断転用であることはわかりません。今回のように何か土地の異動があつてわかる場合が多く、このように何かあるときには是正をしてもらうのが現状であります。仮に広報で無断転用のことをお知らせしても、本人が無断転用をしている意識がなければ、それはわからないものでありますことから、今のところは何かあつたときには是正をしてもらうことで考えております。

会 長

ほかに何かありませんか。

川田委員

○番の案件ですが、これは分筆しておりますが、分筆して残った農地は○
○さんが耕作されるのですか。

大前委員

〇〇さんは耕作できないので、また誰かに貸す方向で考えているとのこと
であります。最初は全部を転用する方向で考えていたとのことですが、農
振除外の申請の際に必要な最小限の面積しか認められないとのことから、必
要な面積を分筆して転用申請をしたものでございます。

堀家委員

残った農地は、また後で農振除外をして転用申請は可能なのか。

会 長

農振除外は、農振地から除外するには対象農地の2辺が道などに接してい
ないといけないなどの基準があり、今回の残った田のように他の農地の真
ん中に有るような場合は、まず除外をするというのは厳しいと思います。
皆様にも知っておいてほしいのですが、今年は農振地域の見直しを行って
おり、今後は農振除外をするのはこれまでよりも厳しくなってくると思
いますので、覚えておいていただけたらと思います。

堀家委員

わかりました。

会 長

外に何も無いようでしたら採決に入りたいと思います。第4号議案号、農
地法第5条第1項の許可申請について、賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号、農地法
第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。
続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に
ついてを、議題といたします。事務局より、説明をお願いいたします。

局 長

はい。それでは、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計
画についてですが、本案は、先ほどお諮りいただいた議案の地図の後ろに
ありますので、ページめくっていただきまして、経営基盤強化促進法農用
地利用集積計画の議案のページを開いていただきますようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、「同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。」と規定しており、本市におきましては、6月と11月の年2回、農用地利用集積計画を定めており、本年2回目となります。同議案ですが、名簿が35頁あります。これは、今回農業委員会に利用権を設定する届けがあった人の名簿と対象農地を印字しております。それでは用紙をめくっていただきまして、最終頁の35頁目の次にあります農用地利用集積計画集計表が印刷されているページをお開きください。今回の農用地利用集積計画は、左側の表の下段にありますように、総件数で168件、391筆で、面積は367,914㎡であり、うち新規は168筆の163,053㎡、更新は223筆の204,861㎡です。この内、右側上段の地区別内訳表の下から3行目になりますが、香川県農地機構は、52筆で、面積は49,475㎡であります。なお、利用権設定率は、27.1%となっております。今回提出されました農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。なお、本日の農業委員会で農用地利用集積計画が決定した場合は、農業経営基盤強化促進法第19条の規定で、同意市町村は、農用地利用集積計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならないと規定していることから、善通寺市が公告する予定であり、公告日は10月31日を予定しております。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、何かご意見、ご質問はありませんか。

堀家委員

香川県農地機構が預かる農地について、預かっても借り手がないような農地はどのようになるのか。

局 長

借り手が見つからない農地は農地機構には預かってもらえないのが現状で

す。

堀家委員

いい条件の田であれば、農地機構に頼まなくても借り手がいると思うが、そうでない田はなかなか借り手もおらず、そのような農地は農地機構に預かってもらえないならば、農地機構はいいところ取りをしているように思う。農地機構が条件の悪いところの農地も他の農地と一緒に借りてくれるのかどうかはわからなかったので質問した次第であります。

会 長

農地機構が預かってくれない土地は多くあるように思います。そのような農地について、隣接の農地を所有している人に頼んで農地を管理してくれる人たちを探したりするのが、私たち農業委員や推進委員の仕事になってきます。

局 長

今は田んぼに入る道がないところは、そこだけ残れば借り手がないのが現状であります。将来的には、地区内で圃場整備をするなどしていくしかないのではないかと思います。

森江委員

農地機構の悪い面ばかりを取り上げていますが、善通寺市は農地機構よりも前に農地管理公社を市とJAが出資して立ち上げておりまして、農地の管理には力を入れておりまして、当時はテレビ放映もされたように思います。私も当時役員をしていましたが、それらの組織にもいい面はあるので、農地機構の悪い面ばかりをあげるのはどうかと思います。イメージが悪くなると思います。以上です。

会 長

ほかに何かありませんか。無いようですので採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第5号につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第6号、農地

中間管理事業に係る農用地利用配分計画案についてを、議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

局 長

はい。それでは、議案第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について、ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条は、「計画案の提出等の協力という見出しにより、第1項で、農地中間管理機構は、農用地利用配分計画を定める場合には、市町村に対し、農用地等の保有及び利用に関する情報の提供その他必要な協力を求めるものとする。」第2項で、「農地中間管理機構は、前項の場合において必要があると認めるときは、市町村に対し、その区域に存する農用地等について、前条第1項及び第2項の規定の例により、同条第4項各号のいずれにも該当する農用地利用配分計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができる。」第3項で、「市町村は、第2項の規定による協力をを行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。」と規定しており、市より、農用地利用配分計画案の決定を求められております。今回の計画案につきましては、52筆、面積49,475㎡となっており、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定は、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について賃借権又は使用貸借権による権利の設定又は移転を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農用地利用配分計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。第3項で、「都道府県知事は、第1項の認可の申請があったときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該農用地利用配分計画を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。」と規定しており、香川県認可公告日は、12月1日の予定でありますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

どうもありがとうございました。それでは、議案第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について、何かご意見、ご質問はありませんか。

堀家委員

賃貸借契約のものは、借主と貸主で話をして、昔だったら年貢で払ったりするのですが、この表をみると0円のものが多いですが、全国的に今は0円のものが一般的な状況なのですか。

局 長

今はお金を払って田んぼを借りて耕作して生計を立てたいという方よりも、所有農地の管理を無料ででもしてほしいという人の方が多いため、状況としましてはお金の発生しない使用貸借が圧倒的に多い状況です。

堀家委員

表の中には、営利を目的としている法人もあるが、貸した人はただで貸して、借りた方はそれで儲けていくというのは、何か疑問を感じますがそれが現状なのですか。

瀬川会長職務代理者

中間管理機構を通して貸し付けた場合は貸した方には一時金が出るという制度があり、農地を貸したいという人にはそのような制度があることを説明した上で、農地の貸借を勧めており、貸し手にもメリットがあります。

堀家委員

貸した方には一時金が出ることはわかりました。先ほどの質問は、儲けを目的として農地をただで借りて、それにより儲けていくなら、せめて水利のお金とかくらは借りた方が当然に負担してほしいという気持ちがあるので、質問したものです。以上です。

会 長

ほかに何かございませんか。ご質問がないようですので、議案第6号につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第6号につきましては、原案のとおり決定をいたします。以上で本日の議案審議については、全て終了いたしました。ありがとうございました。皆様方のほうで、何かご質問はございませんか。

(全委員質問なし)

会 長

それでは、これで10月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。
長時間にわたり、どうもありがとうございました。

閉会時刻 14時46分 終了